

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定に準じて、千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業に関する実施方針を公表する。

令和 6 年 12 月 20 日

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業の実施方針

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業

実施方針

令和6年12月

千 葉 市

《目 次》

I 用語の定義.....	1
II 事業の内容に関する事項.....	3
1 事業名.....	3
2 本事業の対象となる公共施設等の種類.....	3
3 公共施設等の管理者.....	3
4 事業目的.....	3
5 本事業対象施設の概要.....	3
6 事業方式.....	4
7 契約の形態.....	4
8 事業期間.....	4
9 事業期間終了後の措置.....	4
10 事業の対象となる業務範囲.....	4
11 民間事業者の収入.....	5
12 余熱利用・エネルギー回収計画.....	5
13 売電収入の帰属先.....	6
14 本市が適用を予定している交付金について.....	6
15 関係法令等の遵守.....	6
16 事業スケジュール（予定）.....	6
III 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1 民間事業者の募集及び選定方法.....	7
2 募集及び選定の手順.....	7
3 応募者の参加資格要件.....	9
4 応募者の審査及び落札者の選定.....	12
5 落札者決定後の手続き.....	12
6 著作権.....	13
7 特許権等.....	13
8 応募に係る費用負担.....	13
IV 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
1 想定されるサービスの水準・仕様.....	14
2 想定されるリスクの分担.....	14
3 本市による事業の実施状況の監視.....	14
4 地元雇用や地元企業の活用.....	14
V 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	15
1 敷地面積及び配置.....	15
2 都市計画事項.....	15
VI 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	15
1 係争事由に係る基本的な考え方.....	15

2 管轄裁判所.....	15
VII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	16
1 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合.....	16
2 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合.....	16
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	16
4 その他.....	16
VIII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	16
IX その他事業の実施に関し必要な事項.....	16
1 議会の議決.....	16
2 情報提供.....	16
3 本実施方針に関する担当部署.....	16

実施方針添付資料

実施方針添付資料-1	事業実施場所
実施方針添付資料-2	事業実施区域
実施方針添付資料-3	契約スキーム
実施方針添付資料-4	役割分担概念図
実施方針添付資料-5	リスク分担

I 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業	千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業をいう。
本市	千葉市をいう。
民間事業者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。
建設事業者	本事業において、本件施設の設計・建設業務を担当するもので、単独企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	民間事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本件施設の運営・維持管理業務を行うものをいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力について定めることを目的として、本市と落札者が締結する協定をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
基本契約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、本市と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設工事請負事業者が締結する契約をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、本件施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
既存施設	既存の新港清掃工場をいう。
本件施設	本事業で整備・運営する新港清掃工場をいう。
プラント	本件施設で処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
建築物等	本件施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等を総称していう。
工場棟	本件施設のうち、プラント等を備えた建物をいう。
応募者	本事業への参加を希望する単独企業又は複数企業で構成される企業グループをいう。
入札説明書	本事業における入札説明書をいう。
落札者決定基準書	本事業における落札者決定基準書をいう。
落札者	本事業を実施するものとして選定された応募者をいう。

要求水準書 設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 運営・維持管理業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編を総称していう。
排出禁止物	危険物や家電リサイクル法該当品目、パソコン及びオートバイ等の本市が収集あるいは処理しないごみを総称していう。
処理不適物	本件施設の焼却処理に適さないものとして選別除去すべき対象物及び実際に選別除去したものをいう。

II 事業の内容に関する事項

1 事業名

千葉県新港清掃工場リニューアル整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の種類

種類 一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

千葉市長 神谷 俊一

4 事業目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に行うことで、市の財政負担の縮減と公共サービスの向上を図り、3 用地 2 清掃工場運用体制で安定稼働に寄与したごみ処理システムの確立を目的とする。

5 本事業対象施設の概要

項 目	概 要
事業実施場所	千葉県美浜区新港 226 番地1 他（「実施方針添付資料-1 事業実施場所」参照）
事業実施区域	本件施設対象区域（「実施方針添付資料-2 事業実施区域」参照）
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務：事業契約締結日から令和 13 年 3 月まで 運営・維持管理業務：令和 13 年 4 月から令和 33 年 3 月まで
主要な施設	ア 配置施設 ・工場棟、管理棟（工場棟と合棟とする）、計量棟、ストックヤード（旧スラグ ストックヤード）、オーバーホール用等倉庫 イ 付帯施設若しくは付帯設備 ・構内道路、駐車場、洗車場、門扉、囲障、植栽等その他関連する施設や設備等
処 理 方 式	連続運転式焼却炉（ストーカ式）
処理対象物	①可燃ごみ（家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみ、粗大ごみ由来可燃ごみ、破碎可 燃残渣） ②災害廃棄物
供 用 開 始	令和 13 年 4 月
施 設 規 模	450 t /24 h（150 t /24 h ×3 炉）
整 備 手 法	リニューアル方式 （既存施設の建築物は必要な改修を行って再利用し、設備を全て更新する。）
エ ネ ル ギ ー 回 収 率	循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設整備 マニュアル（令和 3 年 4 月改訂）（交付率1/2）に従い 22.0%以上とする。

6 事業方式

本事業における本件施設の建設及び運営はD B O方式により実施することを想定している。

落札者は、建設事業者として本件施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、20年間の運営・維持管理期間にわたって、本件施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

7 契約の形態

本市と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

本市は、民間事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、民間事業者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「実施方針添付資料-3 契約スキーム」に示す。

8 事業期間

事業期間は次のとおりである。

(1) 設計・建設業務期間

事業契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(2) 運営・維持管理業務期間

令和 13 年 4 月 1 日から令和 33 年 3 月 31 日まで（20 年間）

9 事業期間終了後の措置

本市は、本件施設を本件施設供用開始後約 30 年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、本市が約 30 年間にわたって本件施設を使用することを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本市の定める明け渡し時における本件施設の要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。本件施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後 18 年目（令和 30 年度）の時点において、本市及び民間事業者は協議を開始するものとする。

10 事業の対象となる業務範囲

民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書（案）」に示すとおりとする。（「実施方針添付資料-4 役割分担概念図」参照）

(1)民間事業者が行う業務

ア 本件施設の設計・建設に関する業務（設備解体撤去・建屋改修含む）

（ア）本件施設の設計に関する業務

- ① 本件施設の設計
- ② 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ③ 本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ④ 本市が行うその他許認可申請支援
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

（イ）本件施設の建設に関する業務

- ① 既存施設の設備解体撤去・建屋改修
- ② 本件施設の設備更新
- ③ 建設工事に係る許認可申請等
- ④ 住民対応への協力
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本件施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務
- ② 維持管理業務
- ③ 測定管理業務
- ④ 防災等管理業務
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ 住民対応への協力
- ⑦ その他これらを実施する上で必要な業務

(2)本市が行う業務

ア 本件施設の設計・建設に関する業務

- ① 住民対応
- ② 本件施設の交付金申請手続
- ③ 本件施設の設計・建設モニタリング
- ④ その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本件施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 住民対応
- ② 運営モニタリング
- ③ 本件施設の処理対象物の搬入
- ④ 処理不適物、焼却残渣の処分
- ⑤ 余剰電力の売却又は自己託送
- ⑥ その他これらを実施する上で必要な業務

11 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

ア 本件施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本件施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に支払う。

イ 本件施設の運営・維持管理業務に係る対価

本市は、本件施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

12 余熱利用・エネルギー回収計画

運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本件施設内での利用、及びアクアリンクちばへの電力供給を行う。また、運営事業者は、エネルギー回収率 22.0%以上を達成するとともに事業期間を通じ余剰電力量ができる限り多くなるように努める。

電力供給以外にもアクアリンクちばへ蒸気の供給を行う。

また、本市は、民間事業者が発電し、本件施設にて消費及びアクアリングちばに供給後の余剰電力

について、本市が所有する公共施設への自己託送を行う他、電気事業者へ売電する。

13 売電収入の帰属先

電気事業者への余剰電力の売却収入は本市に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

14 本市が適用を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

15 関係法令等の遵守

本市及び民間事業者は、本事業を実施するにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

16 事業スケジュール（予定）

ア 特定事業の選定・公表	令和 7 年 3 月
イ 入札公告	令和 7 年 4 月
ウ 落札者の決定	令和 7 年 12 月
エ 基本協定の締結	令和 7 年 12 月
オ 事業契約の締結	令和 8 年 3 月
カ 本件施設の設計・建設	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月
キ 本件施設の運営・維持管理	令和 13 年 4 月～令和 33 年 3 月

III 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書等の書類（以下「入札説明書等」という。）に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札により行うことを予定している。

なお、本事業はWTO政府調達協定（1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

民間事業者の募集、選定、契約スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 実施方針等の公表	令和6年12月20日（金）
② 実施方針等に関する質問の受付期限	令和7年1月16日（木）
③ 実施方針等に関する質問への回答	令和7年2月7日（金）
④ 特定事業の選定・公表	令和7年3月下旬
⑤ 入札公告	令和7年4月中旬
⑥ 第1回入札説明書等に関する質問の受付期限 【入札参加資格に関する質問】	令和7年4月下旬
⑦ 第1回入札説明書等に関する質問の受付期限 【入札参加資格以外に関する質問】	令和7年5月中旬
⑧ 第1回入札説明書等に関する質問への回答公表 【入札参加資格に関する質問】	令和7年5月中旬
⑨ 第1回入札説明書等に関する質問への回答公表 【入札参加資格以外に関する質問】	令和7年6月中旬
⑩ 入札参加資格審査書類受付期限	令和7年5月下旬
⑪ 入札参加資格審査結果通知	令和7年6月下旬
⑫ 現地見学会	令和7年6月下旬
⑬ 対面での対話	令和7年7月上旬
⑭ 第2回入札説明書等に関する質問の受付期限	令和7年7月中旬
⑮ 第2回入札説明書等に関する質問への回答公表	令和7年8月上旬
⑯ 事業提案書受付期限	令和7年9月上旬
⑰ 応募者ヒアリング及び非価格審査・総合評価による 優秀提案の選定	令和7年11月下旬
⑱ 落札者の決定	令和7年12月上旬
⑲ 仮契約締結	令和8年1月
⑳ 事業契約締結	令和8年3月

(2)実施方針等に関する質問、意見の受付

本実施方針及び要求水準書（案）（以下、「実施方針等」）についての質問、意見は下記のとおり受付を行うものとし、電話等による質問には一切応じない。

ア 受付期間

実施方針等公表日から令和 7 年 1 月 16 日（木） 17:00 までとする。

イ 提出方法

実施方針等と同時にホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel 形式）に記入の上、E-mail により提出すること。

ウ 送付先

千葉県環境局資源循環部 廃棄物施設整備課 整備第三班
E-mail shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp
タイトル「(提出者名)-実施方針等に関する質問、意見」

エ 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者は、電話により、到達の確認を行うこと。

オ 回答の公表

実施方針等に関する質問への回答は、令和 7 年 2 月 7 日（金）17:00 までにホームページにて公表する。

(3)実施方針等の変更

本市は、実施方針等に関する質問、意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容の見直し変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、ホームページにより速やかに公表し、その変更内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

(4)特定事業の選定、公表

本市は、本事業を実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できること、又は同一の水準にある場合においては公共サービスの水準の向上を期待できることを特定事業の選定の基準とする。本市の財政負担見込額の算定にあたっては、民間事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

特定事業の選定を行ったときは、その経過と評価の内容を速やかに公表する。

(5)入札公告、入札説明書等の公表

本市は、令和 7 年 4 月（予定）に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、提出書類の作成要領、様式集等の入札説明書等を公表する。

(6)入札参加資格審査書類の受付、資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

なお、資格審査を通過しなかった応募者は、本市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

(7)現地見学会の実施

資格審査通過者を対象に、本市は現地見学会を行う予定である。現地見学会は、資格審査通過者における事業実施区域に対する疑義の解消を目的として実施するものである。

なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

(8) 対面での対話の実施

資格審査通過者を対象に、本市は対面での対話を行う予定である。対面での対話は、資格審査通過者における本市の事業目的（事業の位置づけや特徴等）への理解促進、事業提案書における要求水準の未達回避、より大きな民間の創意工夫の発揮を目的として実施するものである。

なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

(9) 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。また、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等に示す。

3 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の単独企業又は複数企業で構成される企業グループとする。
- イ 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。
- ウ 応募者の構成員の中から「(2)イ(ア)本件施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」を満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- エ 構成員又は協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- オ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- カ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。
- キ 上記「カ」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。
 - (ア) 資本関係がある場合
 - 以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。
 - ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条（平成18年法務省令第12号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係がある場合
 - 以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記(イ)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
 - ク 構成員又は協力企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
 - ケ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

- (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (イ) 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- (オ) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (カ) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- (キ) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (ク) 令和6・7年度千葉市入札参加資格審査を受けていない者
- (ケ) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から開札日までの間に受けている者
- (コ) 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年間を経過しない者
- (サ) 建設業を営む者で、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入義務がある者にあつては、社会保険等に未加入のもの
- (シ) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成24年4月1日施行）に規定する措置要件に該当すると認められる者
- (ス) 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・新港清掃工場リニューアル整備・運営事業に係るアドバイザー業務委託の受託者
一般財団法人日本環境衛生センター
西村あさひ法律事務所
- (セ) 本市が設置するPFI事業等審査委員会の委員が所属する企業
- (ソ) 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置するPFI事業等審査委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、以下のイ(ア)からイ(ウ)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(ア) 本件施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本件施設のプラントの設計・建設を行う者は、構成員とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事の許可を受けていること。
- ② 令和6・7年度千葉市建設工事入札参加資格審査を受け、清掃施設工事に係る競争入札への参加資格が認められている者であること。
- ③ 過去15年間に工事が完成し引渡しの済んだ、以下に示す要件を全て満たす廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の建設工事を元請として施工した実績を有する者。なお、共同企業体構成員としての実績は、乙型JVの場合は、分担施工額が総工事費に対して20%以上の場合とし、甲型JVの場合は出資比率が20%以上の場合のものであること。

- 1) 処理方式が「連続運転式焼却炉（ストーカ式）」で施設規模が1炉あたり100t/日

以上かつ炉構成が 2 炉以上

- 2) 特別高圧受電かつボイラ・タービン式発電設備（発電出力 2,000 kW 以上）を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設
- ④ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評定値（P）が、清掃施設 1,100 点以上であること。
- ⑤ 建設業法における清掃施設工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- (イ) 本件施設の建築物等の設計・建設(改修)及び既存設備解体撤去を行う者の要件
建設事業者のうち本件施設の建築物等の設計・建設を行う者は、構成員又は協力企業とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。
 - ① 建築士法（昭和 24 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事の許可を受けていること。
 - ③ 令和 6・7 年度千葉市建設工事入札参加資格審査を受け、建築一式工事の等級 A に格付されている者であること。
 - ④ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評定値（P）が、建築一式 1,000 点以上であること。
 - ⑤ 建設業法における建築一式工事及び解体工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
 - ⑥ 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成 13 年 4 月 25 日（基発第 401 号の 2））に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体工事を元請として施工した実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、乙型JVの場合は、分担施工額が総工事費に対して 20% 以上の場合とし、甲型JVの場合は出資比率が 20% 以上の場合のものであること。
- (ウ) 運営事業者から本件施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件
運営事業者から本件施設の運営・維持管理業務を受託する者は、構成員とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。
 - ① 以下に示す要件を全て満たす廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設（ボイラ・タービン式発電設備付）の延べ 3 年以上の運営・維持管理業務の履行実績（※）を元請として有する者。なお、共同企業体構成員としての実績は、乙型JVの場合は、分担施工額が総工事費に対して 20% 以上の場合とし、甲型JVの場合は出資比率が 20% 以上の場合のものであること。
※運営・維持管理業務とは、「処理対象ごみの受入れ（収集を除く）、施設の運転・維持管理・修繕、環境規制項目の測定、場内で使用する消耗品・薬品等の調達購入、場内清掃等」の全てを含む業務をいう。
 - 1) 処理方式が「連続運転式焼却炉（ストーカ式）」で施設規模が 1 炉あたり 100 t/日以上かつ炉構成が 2 炉以上
 - 2) 特別高圧受電かつボイラ・タービン式発電設備（発電出力 2,000 kW 以上）を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設
 - ② 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設で施設規模が 1 炉あたり 100 t/日以上かつ炉構成が 2 炉以上の施設（1 年以上の稼動及び 1 炉あたり 90 日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。
 - ③ 本件施設の運営維持管理にあたり、運営事業者の責務を達成するために必要な有資格者を配置できること。

ウ 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。
- (イ) 落札者決定日までの間に応募者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- (ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消す場合がある。この場合において、本市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4 応募者の審査及び落札者の選定

(1) 審査の機関

本市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として、PFI 事業等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。応募者から提出された事業提案書の審査については、審査委員会が行う。

PFI 事業等審査委員会委員

所 属	委 員 名
青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授	山口 直也
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業	西谷 和美
東京電機大学未来科学部建築学科 教授	山田 あすか
株式会社日本政策投資銀行 地域調査部 次長	酒井 武知
元多摩大学グローバルスタディーズ学部 教授	橋詰 博樹
公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長	八鍬 浩

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する審査機関の委員に対し、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

入札参加資格審査にあたっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

イ 事業提案審査

審査委員会は、あらかじめ設定した審査事項による事業提案審査を行い、優秀提案を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示すとおりとする。

エ 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を本市のホームページに掲載する。

5 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

本市と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件を全て満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

- ア 運営事業者の所在地は千葉市内としなければならない。なお、運営期間に限り、本件施設

内に無償で設置することを認める。

- イ 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
- ウ 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。
- エ 運営事業者の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

6 著作権

応募者から提出される資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表、その他本市が必要と認めるときは、応募者と協議の上、本市は応募資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

7 特許権等

応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

8 応募に係る費用負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

IV 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本件施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と民間事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料-5 リスク分担」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

3 本市による事業の実施状況の監視

本市は、民間事業者が実施する本件施設の設計・建設及び運営・維持管理段階における全ての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、民間事業者の提供する施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

4 地元雇用や地元企業の活用

民間事業者は、本事業の実施にあたり、地元雇用に配慮し、また、本市内に本店所在地を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品等については、積極的に地元企業の活用に努めるものとする。

V 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地面積及び配置

事業実施区域 : 32,852.28 m² (「実施方針添付資料-2 事業実施区域」参照)

2 都市計画事項

ア 都市計画区域	市街化区域
イ 用途地域	工業専用地域、準工業地域
ウ 防火地区	指定なし
エ 高度制限	指定なし
オ 建ぺい率	60%以下
カ 容積率	200%以下
キ 道路斜線制限	勾配 1.5 (適用距離20m)
ク 隣地斜線制限	31m+勾配 2.5 敷地面積に対して 20%以上、接道緑化率 70%以上 及び緑地幅0.6m以上 (千葉県公共施設等緑化推進要 綱による)
コ 駐車場	駐車場 100台程度

VI 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と民間事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- イ 民間事業者の財務状況が著しく悪化する等の事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- ウ 前 2 号の規定により本市が事業契約を解除した場合、民間事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、本市は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。

- ア 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- イ 運営・維持管理期間においては、本市及び民間事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

VIII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関して、民間事業者への法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

IX その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定に関して令和 7 年 第 1 回定例市議会にて議決する。

本市及び落札者双方において、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の内容を合意し、それぞれの仮契約を締結する。このうち建設工事請負契約については、令和 8 年第 1 回定例市議会の議決を経て本契約となる。他方、基本契約及び運營業務委託契約については、建設工事請負契約の議決を効力発生条件として本契約となる。

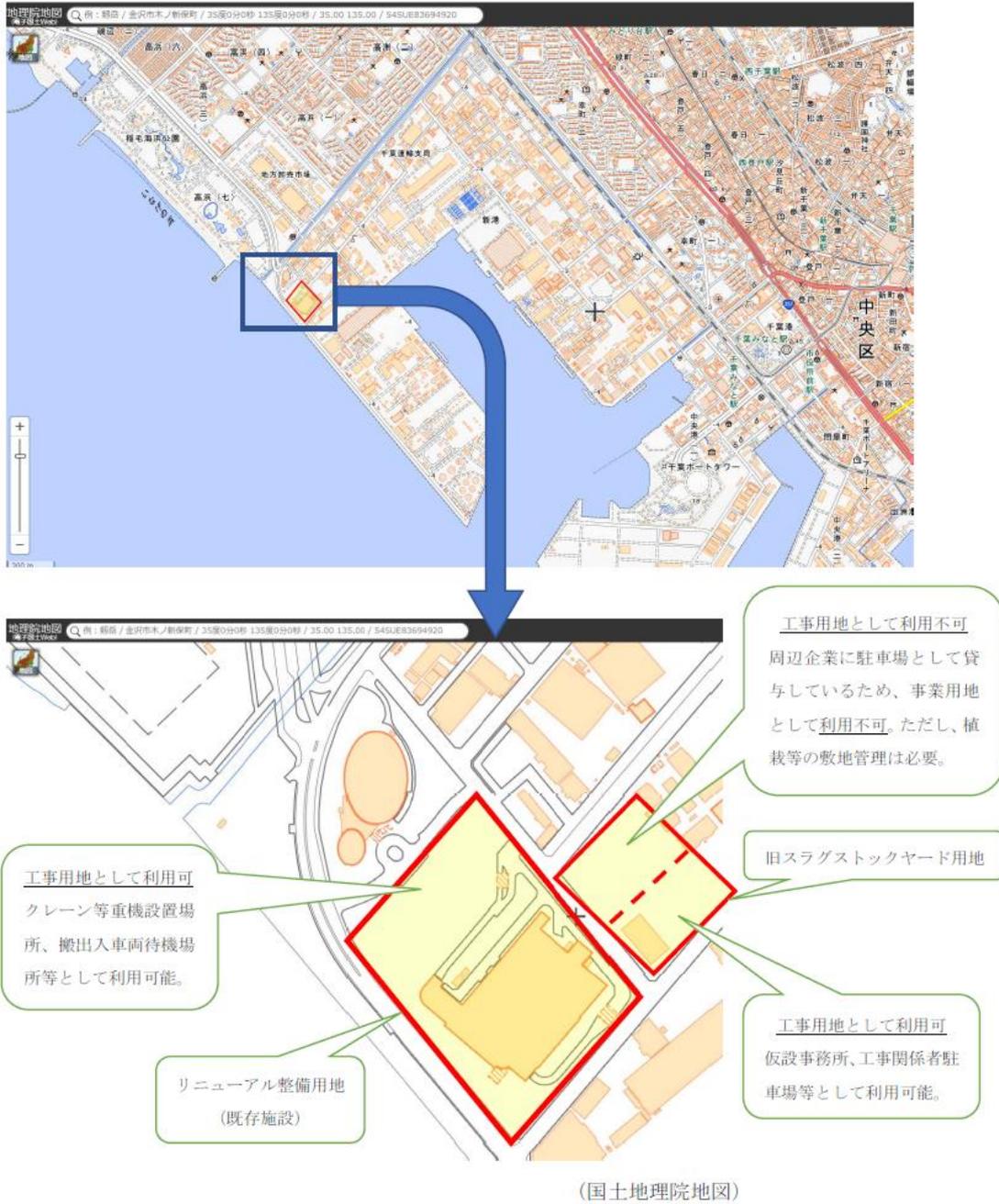
2 情報提供

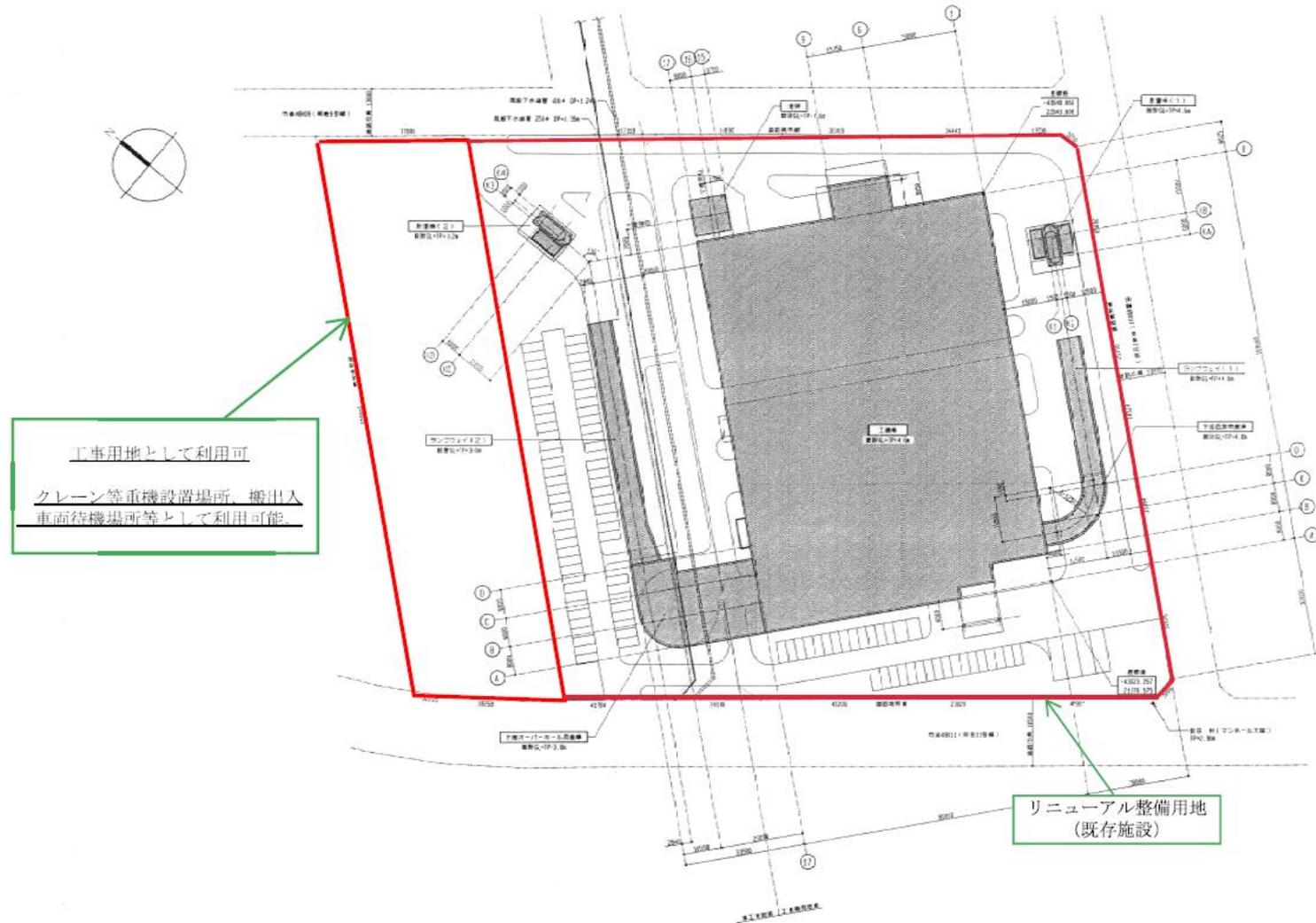
情報提供は、適宜、本市のホームページで行う。

3 本実施方針に関する担当部署

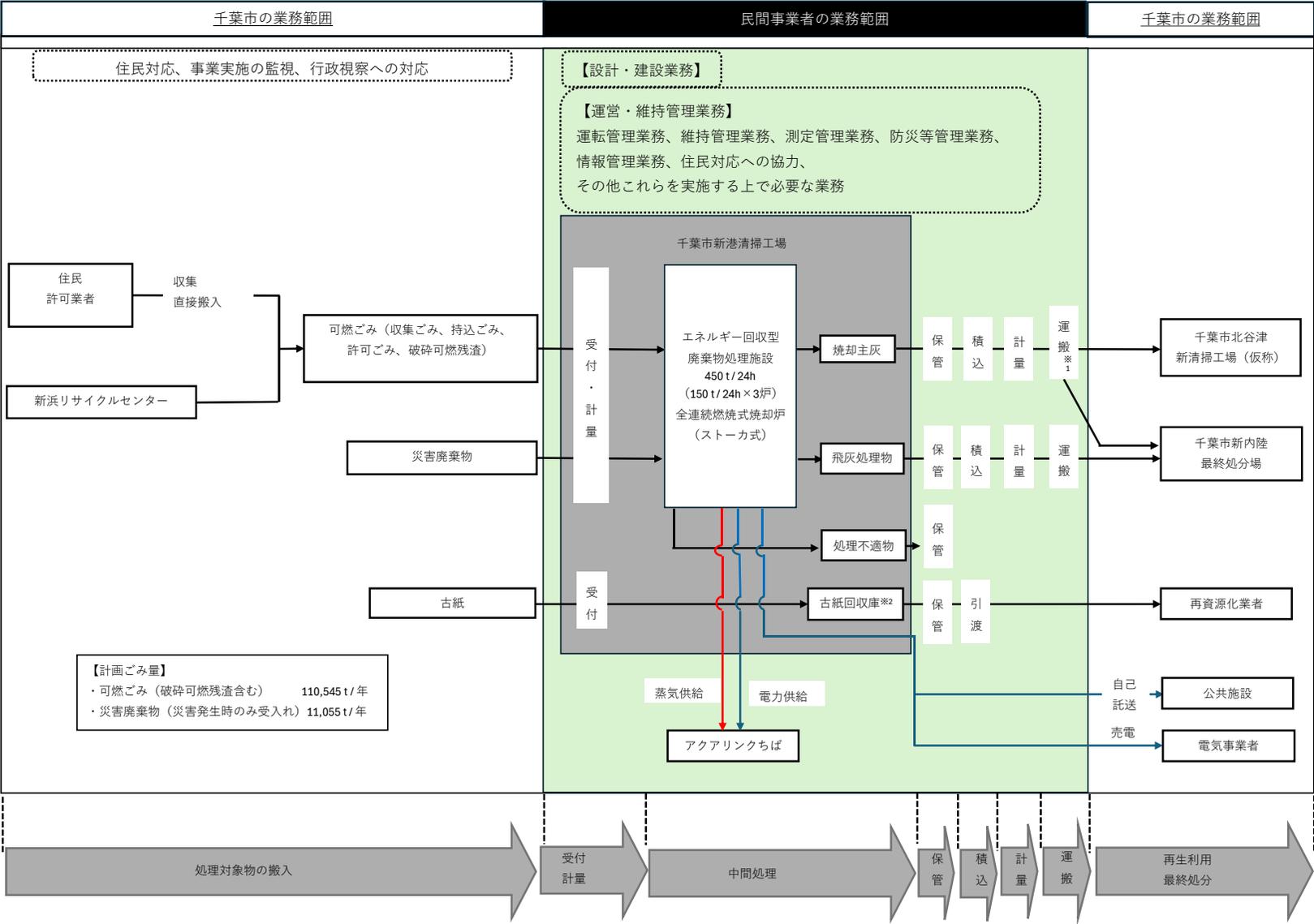
〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市環境局資源循環部 廃棄物施設整備課 整備第三班
電話：043-245-5265
E-mail shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

実施方針添付資料-1 事業実施場所





※敷地北東の旧スラグストックヤード用地も事業実施区域に含める。



※1 千葉市北谷津新清掃工場（仮称）が受け入れ困難な場合は、千葉市新内陸最終処分場へ運搬することがある。
 ※2 古紙回収庫については、本市が設置する。

実施方針添付資料-5 リスク分担

リスクの種類		No	リスクの内容	本市	民間事業者	
共通	募集リスク	(1)	募集要項等の誤り及び内容の変更に関するもの等	○		
	応募費用リスク	(2)	応募手続に係る費用の負担		○	
	契約締結リスク	(3)	議会を含む本市の事由により契約が結べない等 ^{*1}	△	△	
		(4)	事業者の事由により契約が結べない等 ^{*1}	△	△	
	政策変更リスク	(5)	発注者の政策方針や事業計画の変更によるもの	○		
	用地確保リスク	(6)	事業用地の確保に関するもの	○		
	既存施設リスク	(7)	事業開始後一定期間に契約に定める隠れたる瑕疵が発見された場合	○		
	制度関連	法制度リスク	(8)	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更（税制度を除く）	○	
			(9)	上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更（税制度を除く）		○
		税制度リスク	(10)	事業者の利益に課される税制度の新設・変更		○
			(11)	上記以外の税制度の新設・変更	○	
		許認可リスク	(12)	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
			(13)	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの（事業者に原因がある場合を除く）	○	
	交付金リスク	(14)	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付遅延等		○	
		(15)	上記以外のもの	○		
	社会	近隣対応リスク	(16)	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
			(17)	上記以外のもの		○
		第三者賠償リスク	(18)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害		○
			(19)	上記以外のもの	○	
	環境保全リスク	(20)	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動、悪臭等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		○	
	物価変動リスク	(21)	施設の供用開始前後のインフレ ^{*2}	○	△	
		(22)	施設の供用開始前後のデフレ ^{*3}	○	△	
	事業の中止・変更・遅延に関するリスク	(23)	本市の指示、本市の債務不履行によるもの	○		
		(24)	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
	不可抗力リスク	(25)	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{*4}	○	△	
設計段階	設計変更	(26)	本市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○		
		(27)	事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○	
	建設着工遅延	(28)	本市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
(29)		上記以外の要因によるもの		○		
建設段階	工事費増大リスク	(30)	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの	○		
		(31)	上記以外の要因によるもの		○	
	工事遅延リスク	(32)	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延によるもの	○		
		(33)	上記以外の要因によるもの		○	
	一般的損害リスク	(34)	工事目的物、材料に関して生じた損害		○	
性能リスク	(35)	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○		

リスクの種類	No	リスクの内容	本市	民間事業者
運営維持管理段階	ごみ質の変動	(36) 搬入されるごみ質の変動による運営費の増大 ^{*5}	○	△
	ごみ量の変動	(37) 搬入されるごみ量の変動による運営費の増大 ^{*6}	○	△
	不適物混入リスク	(38) 搬入されるごみ等に不適物が混入していた場合のコスト増大（事業者の善良なる管理者の注意義務をもって排除できない場合）	○	
		(39) 事業者の善管注意義務違反の場合		○
	性能リスク	(40) 要求水準の不適合		○
	契約不適合リスク	(41) 運営期間中における契約不適合に関するもの		○
	施設の性能確保	(42) 事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	施設損傷	(43) 事故・火災等による修復等にかかるコスト増大		○
		(44) 施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因するもの		○
(45) ごみ収集車・搬入車に起因するもの		○		

- ※ 1 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。
- ※ 2 一定範囲内は民間事業者の負担とし、一定範囲を超える場合は本市の負担とする。
- ※ 3 一定範囲内は契約変更の対象とせず、一定範囲を超える場合は本市より協議を申し入れる。
- ※ 4 不可抗力については、一定程度までは民間事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。
- ※ 5 搬入されるごみ等の質の変動は、計画ごみ質の範囲内の変動は民間事業者負担とし、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、民間事業者との協議とする。
- ※ 6 搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、民間事業者との協議とする。